

国の新しい基本方針における「基本的な事項」「基本的な考え方」	山形県環境教育推進方針の「基本方針」	新しい県行動計画の「基本的な考え方」
<p>1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項</p> <p>(1) 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一人一人の意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組むようになること、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会を目指していく必要がある。 ○「持続可能な開発」の理念や考え方は、1987年から国際的に議論されており、共通的理解は以下の4つ。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期的視点を持っていること ・ 環境との共存共栄を図る中で人々が生き、暮らすこと ・ 世界全体で社会経済の持続可能性を高めようとしていること ・ 多様な立場の人々の参加、協力、役割の分担が不可欠であること ○地球温暖化の防止、生物多様性の保全、健全な物質循環などの問題は、日々の暮らしに深く関わっている私たち自身が、家庭、学校、職場、地域等における日々の生活の一部として、そして民間団体による活動の中で、取り組まなくてはならない。 ○持続可能な社会づくりに環境問題以外の問題も含め、必要な様々な問題に配慮し、取組の中に位置付けていく必要がある。 <p>(2) 環境保全のために求められる人間像</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境保全を推進していくために求められる人間像としては例えば以下が挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人間 ・ 知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間 ・ 他者と議論し、合意形成することのできる人間 ・ 「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人間 ・ 他者の痛みに関心し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人間 ・ 理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていける人間 ・ 既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間 ○こうした要素を備えた人材は、持続可能な社会づくりのために求められる理想的な人間像と言える。こうした人材は環境教育のみならず、家庭、学校、職場、地域等における、あらゆる教育の取組によって育成されていくべきもの。 	<p>山形県環境教育推進方針の「基本方針」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な社会を構築するためには、県民、民間団体、事業者等の各主体が、家庭、職場、地域等において、自発的に環境保全活動に取り組むことが必要 ○全ての県民が <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球環境がもたらす恵みを持続的に享受できること、 ・ 豊かな自然を守り育みながら自然と共生する地域社会を構築すること、 ・ 循環型社会を形成して環境への負荷を低減すること、 ・ 森林・田園・公園・河川等における体験学習活動を通じて環境保全についての理解と関心を持つこと <p>ができるように、以下の基本方針により施策を推進</p>	<p>(1) 環境教育を通じた環境の人づくり</p> <p>□ 環境教育をめぐる考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「持続可能な開発」の理念や考え方は、1987年から国際的に議論されており、共通的理解は以下の4つ。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期的視点を持っていること ・ 環境との共存共栄を図る中で人々が生き、暮らすこと ・ 世界全体で社会経済の持続可能性を高めようとしていること ・ 多様な立場の人々の参加、協力、役割の分担が不可欠であること ○国では、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、健全な物質循環などの問題は、日々の暮らしに深く関わっている私たち自身が、一人一人の意識を変え、環境保全に主体性を持って、家庭、学校、職場、地域等における日々の生活の一部として、そして民間団体による活動の中で、取り組まなくてはならない。 ○山形県環境基本条例においては、環境が人間のみならず、あらゆる生命の母胎であり、かつ、限りあるものであることを深く認識し、持続的発展が可能な豊かで美しい山形県の構築を目指し、県民、事業者及び行政が相互に協力しあい、環境の保全及び創造に関する取組みを進めることを宣言している。 ○この条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した、第3次山形県環境計画では、基本目標の一つに「環境教育を通じた環境の人づくり」を掲げている。 <p>□ 環境教育を通じて目指す、持続的発展が可能なやまがた創りのために求められる理想的な人間像</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山形への愛情を持った人 <ul style="list-style-type: none"> 山形の環境を守り、創る原動力は、地域を知り、地域とともに生きようとする、山形を深く愛する心である。 山形そのもの（＝山形の環境）に深い愛情を注ぎ、その恵みに感謝しながら、それらを次世代に引き継ぐため、守り、活かせるよう責任を持って行動できる人。具体的には、以下の3つ。

国の新しい基本方針における「基本的な事項」「基本的な考え方」	山形県環境教育推進方針の「基本方針」	新しい県行動計画の「基本的な考え方」
<p>(3) 取組の基本的な方向</p> <p>① 環境保全活動及び環境保全の意欲の増進についての取組の方向</p> <p>ア 地球温暖化問題等の課題に自ら進んで取り組むことの重要性</p> <p>○自覚を持ったあらゆる主体による自発的な取組は、取組を更に進める原動力となる。様々な問題を改善し、持続可能な社会を多面的につくっていく力にもつながる。</p> <p>イ あらゆる主体に取組が広がっていくことの重要性</p> <p>○地球サミットで採択されたリオ宣言では、様々な主体の環境保全への取組が重要かつ不可欠であることが明らかにされた。</p> <p>○社会を構成する各主体が、自発的に活動し、お互いの活動を理解し、立場を尊重し、適切な役割分担をすることにより、持続可能な社会づくりのために取り組んでいくことが必要。</p> <p>○特に、喫緊の課題となっている地球温暖化問題や生物多様性の喪失等については、あらゆる主体による取組が必要。</p> <p>○また、「新しい公共」円卓会議による「新しい公共」宣言（平成22年）においては、官庁などの行政機関のみならず、市民、NPO法人、企業などの民間主体が、積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、国民の身近な分野において共助の精神で活動するという「新しい公共」のあり方が示され、活気のある社会づくりのために、様々な主体の支え合いによる自発的な協働取組の必要性が示されている。この「新しい公共」の考え方もあいまって、社会を構成する各主体による自発的な活動を活性化させることが必要。</p>	<p>□ 環境保全の意欲増進の目指す方向（方針1）</p> <p>○環境保全の意欲増進については、県民、民間団体、事業者等の各主体との連携を図りながら、環境学習に必要な人材や体験の機会の確保、情報提供といった課題に取り組むとともに、いつでも、どこでも、誰もが自発的な環境保全活動が行えるように支援</p> <p>○環境保全活動の取組みの広がり（方針1（1））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全の意欲を高めることは、環境保全活動への主体的な取組みを促進すること ・環境保全活動に参加する人は、全体的にはまだ多くなく、地域でのリーダーも十分でないことから、環境保全の意欲増進を高めることによって、参加する主体を増やし取組みの裾野が広がるようにしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・数多くの秀麗な山々、県土を縦貫する母なる川最上川に代表され、全国一の面積を誇るブナの天然林をはじめとする豊かな緑と清らかな水など、先人から守り継がれ、育まれてきた美しく豊かな自然の歴史に思いを馳せ、次世代に引き継げる人。 ・さらに次世代に引き継ぐとともに、今我々が直面しているエネルギー問題など地域の持つ資源を最大限に活かし、責任を持って未来につながる地域を創り続けるために行動できる人。 ・県内だけではなく、県外へ対しても山形のよさを発信するとともに、連携していくことができる人 <p>※（3）で記載</p>

国の新しい基本方針における「基本的な事項」「基本的な考え方」	山形県環境教育推進方針の「基本方針」	新しい県行動計画の「基本的な考え方」
<p>ウ 家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進める環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間の自立的な活動を支える観点や連携促進の観点から仕組みの整備や運用を進めていく必要がある。 ○体系的な環境保全活動等を行うためには、多様な主体による連携が不可欠。活動の場で参加者の自発的な行動を上手に引き出したり促進したりする役割をもったファシリテーター、異なる認識を持つ様々な人や組織の間の調整やネットワークづくりを行う役割をもったコーディネーターの存在は欠かせないものであり、こうした人材を育てていく必要がある。 ○地域における環境保全活動においては、ふるさとから学び、地域ぐるみで身近な環境を守り、良くしていこうという「地域環境力」を高めることが求められている。 ○環境保全の問題意識や取組を引き出す役割は、家庭、学校、職場、地域等の社会のあらゆる主体やあらゆる場が担っているといえる。 ○政府は、様々な主体に対して、環境の保全に関する情報又は機会の提供等の支援を行い、自発的な活動が、自律的に社会経済や地域の中で定着していくよう、その環境づくりを進める。 <p>② 環境教育の推進方策についての取組の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際社会における環境教育の歴史において、環境教育は、あらゆる場において、発達段階又は生活の在り方に応じ、行動に結びつくような人材を育てる視点で行われることが必要とされている。 ○平成19年に閣議決定した「21世紀環境立国戦略」においては、持続可能な社会の実現に向けた重点戦略の一つに「環境を感じ、考え、行動する人づくり」を掲げ、同戦略を具体化する「21世紀環境教育プラン～いつでも（Anytime）、どこでも（Anywhere）、誰でも（Anyone）環境教育AAAプラン～」が策定された。子どもから大人までのあらゆる年齢層に対し、家庭、学校、地域等のあらゆる場において、生涯にわたって質の高い環境教育・環境学習の機会を提供していくことが示された。 ○環境教育の目標、内容、手法とその実現のための施策には、以下のような共通の方向性がある。 <p>ア 環境教育がはぐくむべき能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境教育によって育成することを旨とする人間像は、1（2）「環境保全のために求められる人間像」において示したとおりだが、そうした人間に求められる能力としては、大きく「未来を創る力」と「環境保全のための力」に分けることができる。 	<p>□ 環境教育の推進の目指す方向（方針2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境教育の推進については、持続可能な社会の構築のために行うものであるという認識のもとに、いつでも、どこでも、誰もが環境教育に参加できるような施策を推進 ○持続可能な社会づくりのための人材育成（方針2（1）） <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育は、知識の取得や理解にとどまらず、環境保全に向けて自ら行動できる主体を育むことが大切 ・環境教育を通じて、人間と環境の関わりについて正しい認識を持ち、自らの責任ある行動により、持続可能な社会づくりに参画できる人材を育成 	<p>※（3）で記載</p> <p>※（1）で記載</p>

国の新しい基本方針における「基本的な事項」「基本的な考え方」	山形県環境教育推進方針の「基本方針」	新しい県行動計画の「基本的な考え方」
<ul style="list-style-type: none"> ・「未来を創る力」 社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力 課題を発見・解決する力 客観的・論理的思考力と判断力・選択力 情報を活用する力 計画を立てる力 意思疎通する力（コミュニケーション能力） 他者に共感する力 多様な視点から考察し、多様性を受容する力 想像し、推論する力 他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力 地域を創り、育てる力 新しい価値を生み出す力 等 ・「環境保全のための力」 地球規模及び身近な環境の変化に気付く力 資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力 環境配慮行動をするための知識や技能 環境保全のために行動する力 等 <p>イ 環境教育に求められる要素</p> <p>○様々な場で、様々な内容で実施されている環境教育においては、共通の基礎的要素として、以下のことを重視していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然体験、社会体験、生活体験など実体験を通じた様々な経験をする機会を設けること。 地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶこと。 <p>経験や生活に即さない学びや、実感を伴わない学びは具体的な行動には結びつきにくい。環境教育の観点からも、地域の身近な課題に対する取組を体験することによって、学びに実感を伴わせることができ、地域への関心・愛着に裏打ちされた行動につなげることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・双方向型のコミュニケーションにより、気付きを「引き出す」こと <p>知識の一方通行に終始させるのではなく、協働経験を通じた双方向型コミュニケーションによって、学習に参加する者から気付きを「引き出す」ことが重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること <p>人間と環境との関わりについては、例えば、日常の消費生活や事業活動等は健全な環境があって初めて実現するものであること、私たちの活動が、こうした微妙な環境のバランスに影響を与えていること等が挙げられる。</p>	<p>○人間と環境、人間と人間との関わりを重視 (方針2(2))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育は様々な場や様々な内容で行われているが、共通の基礎的要素として次のことを重視 <ol style="list-style-type: none"> ①人間と環境との関わりと、環境についての人間と人間との関わり、その両方を学ぶことを大切にす ②環境に関わる問題を客観的にとらえる態度を養 ③豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育む。 ④いのちの大切さを学ぶ。 ⑤行動、実践を大事にする。 ⑥地域の環境から地球規模の環境まで広範囲の分野を対象にする。 	<p>(2) 環境教育に求められるもの</p> <p>○求められる要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然体験、社会体験、生活体験など実体験を通じた様々な経験をする機会を設けること。地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶこと。 ・双方向型のコミュニケーションにより、気付きを「引き出す」こと ・人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること ・環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること ・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと ・いのちの大切さを学ぶこと

国の新しい基本方針における「基本的な事項」「基本的な考え方」	山形県環境教育推進方針の「基本方針」	新しい県行動計画の「基本的な考え方」
<p>人間と人間との関わりに関するものとしては、環境負荷を生み出している社会経済の仕組み、私たちの生活や文化の在り方について理解すること等が挙げられる。 この両方を学ぶことで、持続可能な社会に向けての道筋を把握することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること <p>環境問題は、科学的に原因を追求して対策を講ずること、客観的な科学的知見に基づいた知識を身に付けて、適切に判断することが必要。 また、環境問題には複雑な因果関係があり、あらゆる人が環境を破壊したり負荷をかける側にも、環境破壊によって被害を受ける側にもなり得るという視点を盛り込むことが重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること <p>環境問題が生産・流通・消費・廃棄によって成り立っている社会経済の構造の中で生じており、私たちの消費生活が直接見えない部分で環境に影響を与えていることについて、気づきを引き出すために、製品のライフサイクルの視点で温室効果ガスの排出量や生物多様性への影響等の環境負荷をとらえる視点を盛り込むことが重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと いのちの大切さを学ぶこと <p>この地球上でいのちのあるものは相互に関わり合い、支え合う存在であることを感じ、理解することにより、社会全体がいのちを大切にすることが必要。 この際、外来種や増えすぎた野生生物が本来あるべき生態系を乱し、様々な被害の原因となっているとき、これらの生物を駆除する活動が、他の動物や植物のいのちを守りはぐくむために必要な場合もあることを、バランスよく学ぶことも重要。</p> <p>③ 協働取組についての取組の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ○分野横断的な環境保全活動や環境教育等を体系的に推進するためには、単独の主体では限界があり、国民、民間団体、学校、事業者等、そして国又は地方公共団体が相互に協力して取り組むことによって、環境保全活動や環境教育等の効果を高めることが可能となる。 ○協働取組を通じて形成されるネットワークや仲間は、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）と言える財産となるものであり、社会経済の発展の土台ともなる重要なもの。 		<p>○推進すべき手法</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境教育の活動を、具体的な行動を促し、問題解決に向けた成果を目指すという一連の流れの中に位置付けること 知識や理解に実感を持たせ、行動に結びつけるため、自然や暮らしの中での体験活動や実践体験を環境教育の中心に位置付けることや、子どもにとっては遊びを通じて学ぶという観点が大切にである一方、指導に当たっては、体験や遊び自体が目的化されないよう留意すること あらゆる場、あらゆる機会において、体系的かつ総合的な環境教育を進めることが可能となるような効果的な仕組みを構築すること <p>※（3）で記載</p>

国の新しい基本方針における「基本的な事項」「基本的な考え方」	山形県環境教育推進方針の「基本方針」	新しい県行動計画の「基本的な考え方」
<p>ア 対等な立場と役割分担</p> <p>○協働取組を推進するに当たっては、参加する各主体は、市民社会の構成員として負っている役割に応じて、協力し合いながら社会経済を支えるパートナーとして対等な立場にある、という精神に基づいて、参加する主体がそれぞれ分担された役割に応じた自主的取組を、各主体が相互に連携しながら行うことが必要。</p> <p>イ 相互理解と信頼醸成</p> <p>○効果的な協働取組は、参加主体同士の認識や目的を共有していくことが必要。相互理解を深め、醸成されていく信頼関係は強固なネットワークを築くための礎になるもの。</p> <p>ウ 調整役（コーディネーター）や促進役（ファシリテーター）の活用</p> <p>○異なる考えを持つ各主体の間で相互理解を深め、合意形成して、ネットワークを形成していくに当たっては、主体間の違いを埋め合わせ、つなげる役割をもったコーディネーターの存在が重要。各主体から問題意識や意欲を引き出し、自発的な行動につなげていく役割をもったファシリテーターもネットワーク形成のためには重要。</p> <p>エ 情報公開と政策形成への参画</p> <p>○協働取組の参加主体同士のコミュニケーションを円滑化し、相互理解と信頼醸成を図るためには、国や地方公共団体を含めた各参加主体が有する情報を公開することが重要。</p> <p>○国や地方公共団体を含めた協働取組を進め、国や地方公共団体が行う政策を効果的に実施するためにも、政策の実施段階のみならず、計画段階から多様な主体が参加する機会を設けることが重要。政策に関する情報を適切に公開していくことが求められる。</p> <p>○情報へのアクセス、政策決定への市民参画、という考え方も視野に入れたつつ取り組むことが必要。</p>		<p>※（3）で記載</p>

国の新しい基本方針における「基本的な事項」「基本的な考え方」	山形県環境教育推進方針の「基本方針」	新しい県行動計画の「基本的な考え方」
<p>2 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針</p> <p>○政府は、持続可能な社会の構築に向け、国民のあらゆる主体が環境保全活動に取り組んでいくために、1（3）で示した方向に施策を進めていく。政府及び地方公共団体は、地域社会と連携し、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組が体系的かつ継続的に実施されるよう2（2）に掲げるような個別の措置を講ずることが求められる。</p> <p>○地域社会では、積極的に環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する基盤を活用し、体系的かつ継続的に取り組むことが期待される。</p> <p>（1）環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たっての基本的な考え方</p> <p>○政府は、以下の基本的な考え方に基づき、施策を進める。</p> <p>① 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する考え方</p> <p>ア 国民、民間団体、事業者等との連携 ○施策の策定、実施にあたっては、様々な主体の意見を十分聴くとともに、適切な連携を図っていく。</p> <p>イ 自発的な意思の尊重 ○環境保全活動等を始めるきっかけや継続する動機となり、先進的で独創的な取組の原動力となる自発的な意思を尊重し、施策を進めていく。</p> <p>ウ 適切な役割分担 ○様々な主体が、対等な立場を尊重し、適切な役割分担の下、効果的な環境教育等が行われるよう施策を進めていく。</p> <p>エ 参加と協働 ○各主体の幅広い参加と協力が得られ、自発的な取組がより大きな成果を得るよう、交流、情報発信に関する施策を進めていく。</p> <p>オ 公正性、透明性の確保 ○連携する主体の相互の理解や信頼関係の前提として、公平性や透明性の確保が不可欠であることを踏まえ、施策を進めていく。</p> <p>カ 継続的な取組 ○継続的に環境保全活動等に取り組めるようにするために、人的、経済的基盤が安定するような環境づくりに取り組む。</p> <p>キ 自然環境をはぐくみ、維持管理することの重要性への理解</p>	<p>○県民、民間団体、事業者等の参加、協力、連携 (方針1（2）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民、民間団体、事業者等の各主体の自主的な取組みが大きな成果を得るためには、多くの人が参加し、それぞれの持つ能力、資源、資金等を活かし、協力していくことが必要 <p>○自発的な意思の尊重（方針1（3））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民、民間団体、事業者等は、それぞれの問題意識や使命感、興味や関心等の自発的な意思によって環境保全活動を行っており、このような自発的な意思は、環境保全活動等を始めるきっかけや活動を継続していく動機となるため、各主体の自発的な意思を尊重しながら施策を推進 <p>○適切な役割分担（方針1（4））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動に参加する県民、民間団体、事業者等は、それぞれ異なる得意分野や特色を持っており、各主体が対等な立場を尊重し、お互いの得意分野や他の主体にはできない役割を理解した上で、互いの足りない部分を補い合い、適切な役割分担のもと、効果的な環境保全活動を行うことができるよう施策を推進 <p>○県民、民間団体、事業者等の参加、協力、連携 (方針1（2）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に関する施策を行う際は、県民、民間団体、事業者等の意見を十分に聴くとともに、その参加や協力を得て、適切に連携 	<p>（3）環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する施策の基本的な方針</p> <p>○あらゆる機会、あらゆる場で誰もが参加できる施策 環境教育の推進については、持続可能な社会の構築のために行うものであるという認識のもとに、あらゆる機会、あらゆる場において誰もが環境学習に参加できるような施策を推進</p> <p>○自発的な意思の尊重 県民、民間団体、事業者等は、それぞれの問題意識や使命感、興味や関心等の自発的な意思によって環境保全活動を行っており、このような自発的な意思は、環境保全活動等を始めるきっかけや活動を継続していく動機となるため、各主体の自発的な意思を尊重しながら施策を推進</p> <p>○県民、民間団体、事業者等の参加、協働、連携 県民、民間団体、事業者等の各主体の自主的な取組みが大きな成果を得るためには、多くの人が参加し、それぞれの持つ能力、資源、資金等を活かし、協働していくことが必要</p> <p>○対等な立場と適切な役割分担 環境保全活動に参加する県民、民間団体、事業者等は、それぞれ異なる得意分野や特色を持っており、各主体が対等な立場を尊重し、お互いの得意分野や他の主体にはできない役割を理解した上で、互いの足りない部分を補い合い、適切な役割分担のもと、効果的な環境保全活動を行うことができるよう施策を推進</p>

国の新しい基本方針における「基本的な事項」「基本的な考え方」	山形県環境教育推進方針の「基本方針」	新しい県行動計画の「基本的な考え方」
<p>○自然環境を保全、再生、創出し、維持管理していくことの重要性を理解するよう施策を進めていく。</p> <p>ク 様々な公益への配慮</p> <p>○国土の保全等の公益との調整、産業との調和、住民の生活安定や福祉の維持向上、文化や歴史の継承にも配慮した幅広い視点をもって取り組む。</p> <p>② 環境教育の推進方策に関する考え方</p> <p>ア 環境教育を進める手法の考え方</p> <p>○以下の考え方に基づき、環境教育に関する施策を実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の活動を、具体的な行動を促し、問題解決に向けた成果を目指すという一連の流れの中に位置付けること ・知識や理解に実感を持たせ、行動に結びつけるため、自然や暮らしの中での体験活動や実践体験を環境教育の中心に位置付けることや、子どもにとっては遊びを通じて学ぶという観点が大切にである一方、指導に当たっては、体験や遊び自体が目的化されないよう留意すること ・あらゆる場において、体系的かつ総合的な環境教育を進めることが可能となるような効果的な仕組みを構築すること 	<p>○関心や体験活動から具体的な行動への手法 (方針2(3))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育は、その目指すところや内容に加え、効果的な実施方法について研究・実践が積み重ねられている。これまでの蓄積を踏まえ、以下の手法により環境教育に関する施策を推進 <p>①様々な環境保全活動に参加することによって環境問題に関心を持たせ、その理解を深めさせ、問題の解決能力を身につけさせ、具体的な行動を促し、問題解決に向けた成果を目指すようにする。</p> <p>②日常の体験活動等を通じて、知識や理解を行動に結びつけるようにする。</p> <p>③環境教育が行われるあらゆる場において、体系的かつ総合的な環境教育が可能となるような仕組みをつくるようにする。</p>	<p>※(2)に記載</p>

国の新しい基本方針における「基本的な事項」「基本的な考え方」	山形県環境教育推進方針の「基本方針」	新しい県行動計画の「基本的な考え方」
<p>イ 環境教育を進めるための施策の考え方</p> <p>○以下のとおり、様々な場、主体、施策をつないでいくとの考え方に基づいて進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 場をつなぐ 家庭、学校、職場、地域等の様々な場で環境教育が提供されることが必要であり、教育効果や取組が、場や地域を超えて広がっていくことを大切にする ・ 主体をつなぐ 国民、民間団体、事業者、学校、行政等の様々な主体がその特徴をいかし、連携、協働しながら活動を展開していく ・ 施策をつなぐ 環境教育を地域づくりや防災、民間活動など他の施策と適切につなぐことにより、効果的、総合的に実施していく <p>※ 塗りつぶし：今回の改正で新たに盛り込まれた部分 ※ 下線の項目：環境省において、都道府県の行動計画に最低限盛り込まれていることが適当とする項目</p>	<p>○場と主体と施策のつながり（方針２（４））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境は、様々な形で県民生活や社会経済活動に関わっており、環境教育に関する取組みは、相互に連携し合っていくことが大切 ・ 環境教育が様々な場、様々な主体、様々な施策と連携するように、以下により環境教育に関する施策を推進 <p>①場のつながり 環境教育は、学校、家庭、地域等の様々な場で行われることが必要であることから、それぞれの場における教育効果が、他の場における教育や活動につながっていくように努める。</p> <p>②主体のつながり 環境教育は、学校だけでなく、県民、民間団体、事業者、行政等の様々な主体が関わることから、各主体がその特徴を活かし、他の主体と連携、協働しながら活動を展開できるように努める。</p> <p>③施策のつながり 環境教育は、地域づくり、民間活動、事業者の社会貢献活動など様々な社会活動に関わることから、効果的、総合的に実施できるように、他の施策と適切につながるように努める。</p>	<p>○場と主体と施策のつながり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境は、様々な形で県民生活や社会経済活動に関わっており、環境教育に関する取組みは、相互に連携し合っていくことが大切 ・ 環境教育が様々な場、様々な主体、様々な施策と連携するように、以下により環境教育に関する施策を推進 <p>①場のつながり 環境教育は、学校、家庭、地域等の様々な場で行われることが必要であることから、それぞれの場における教育効果が、他の場における教育や活動につながっていくように努める。</p> <p>②主体のつながり 環境教育は、学校だけでなく、県民、民間団体、事業者、行政等の様々な主体が関わることから、各主体がその特徴を活かし、他の主体と連携、協働しながら活動を展開できるように努める。</p> <p>③施策のつながり 環境教育は、地域づくり、民間活動、事業者の社会貢献活動など様々な社会活動に関わることから、効果的、総合的に実施できるように、他の施策と適切につながるように努める。</p>